

令和5年度意見報告書

(山口県事業)

令和5年11月24日

山口県公共事業評価委員会

I 審議の概要

1 対象事業

(1)再評価

事業者が実施した13件の対象事業について審議した。

実施理由の内訳は、再評価実施後5年間が経過したことによるものが7件、社会経済情勢等の変化によるものが6件となっている。

事業者が示した対応方針案は、すべて「継続」となっている。

令和5年度再評価対象事業件数

件数	実施理由			事業者の対応方針(案)		
	事業採択後 10年間が経過	再評価実施後 5年間が経過	社会経済情勢 等の変化	継続	見直し継続	中止
13	0	7	6	13	0	0

(2)事後評価

事業者が実施した4件の対象事業について審議した。

事業者の示した対応方針案は、すべて「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」となっている。

2 審議経過

委員会を5回開催し、すべての対象事業を個別に審議した。

また、現地視察を実施し、再評価7件、事後評価1件、計8件について、現地の環境や状況を確認した。

Ⅱ 結論

1 再評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業の必要性や投資効果、進捗状況等について審議を重ねた結果、事業者の示した「継続」との対応方針案はいずれも妥当と判断する。

2 事後評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業効果や改善措置の必要性等について審議を重ねた結果、いずれの事業も事業効果の発現が見られ、事業者が示した「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」との対応方針案は妥当と判断する。

Ⅲ 意見

1 全般事項

(1) 事業実施等

ア 事業の実施について

公共事業は、限られた財源を有効活用し、その効果を十分に発揮させる必要がある。また、公共事業を取り巻く環境は、以前にも増して厳しくなっている。

これらを踏まえ、県民サービスの向上、説明責任の観点から、以下のことに配慮すべきである。

事業実施にあたっては、緊急性、必要性及び費用対効果等を厳格に精査するとともに、最近の資材価格や人件費の高騰などの社会経済情勢の変化に対し、積極的なコスト縮減等に努め、早期に事業効果を発現させる必要がある。

イ 地元及び関係機関との調整について

公共事業の推進にあたっては、地元や関係機関の協力が不可欠であることから、以下のことに配慮すべきである。

事業の開始段階から地元との合意形成をきめ細やかに図り、関係機関との計画調整を綿密に行うなど、引き続き、完成に向けて事業を円滑に推進する必要がある。

ウ 事業計画について

事業費の増加や事業期間の延長を行う事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

事業計画の策定にあたっては、大幅な費用増加や事業期間の延長等が極力生じないように、現場条件の把握に努めるとともに関係機関との調整を十分に行う必要がある。

また、事業計画の見直しの必要性が生じた場合は、県民にその理由を丁寧に説明するとともに、改めて事業の目的や効果等についても分かりやすく説明する必要がある。

エ 施設の維持管理や利用促進について

事業完了後も、将来にわたって施設の機能や整備効果が十分に発揮できるように、以下のことに配慮すべきである。

限られた財源の中で新技術の活用や新たな管理手法の検討により、適切に施設の維持管理を行っていく必要がある。

また、継続的な利用促進に向けて積極的に取り組んでいくことが必要である。

オ 事業効果の情報発信について

事業により得られる効果やその発現状況について、県民の理解が一層深まるよう、以下のことに配慮すべきである。

施設の役割や必要性について、適切な手法により分かりやすく広報していくとともに、事業の進捗状況についても継続して情報発信に努める必要がある。また事業効果については、貨幣価値化できない間接的な要素も含めた幅広い情報を積極的に提供し共有していくことが必要である。

(2) 防災・減災対策について

本年も、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、県内においても大雨による災害で甚大な被害が発生した。

これらのことを踏まえ、以下のことに配慮すべきである。

県民の生命と財産を守るため、効果的かつ計画的なハード整備に努めるとともに、防災情報の提供や日常における防災意識の向上を図る取組などソフト対策を推進し、防災・減災対策の強化に取り組む必要がある。

(3) 事業評価手法について

事業評価の実施にあたっては、より適正で客観的な判断ができるよう、以下のことに配慮すべきである。

再評価だけでなく事後評価についても、数値等の定量的な評価に加え数値化できない定性的な評価を示すことで、県民に事業の必要性や整備効果等を明確に説明できるよう努める必要がある。

(4) 環境対策について

従前の生態系や水質、景観等が可能な限り維持されるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業の実施にあたっては、事業効果の発現と環境保全との両立を図るという観点から、創意工夫等により環境への影響を適切に評価し、最善の対策を講じる必要がある。

2 個別事業

各事業において、今後留意すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 道路事業・街路事業

事業効果の発現の評価にあたっては、交通量の推移状況や交通事故件数など、具体的な発現効果を示すことにより、県民への理解がさらに深まるよう分かりやすい説明に努める必要がある。

(2) 河川事業

遊水地は草木の繁茂が想定されるため、将来を見据えた維持管理や利用方法については事前に関係者と検討を進めておく必要がある。

(3) 海岸高潮対策事業

陸閘の統廃合については、できるだけ事業期間が長くないよう、引き続き、適切な時期に関係者との調整に努めていく必要がある。

(4) 特定漁港漁場整備事業

高度な衛生管理による安心安全な水産物の供給などの事業効果については、県民や消費者に説明できるよう努めていく必要がある。

(5) 水産環境整備事業

漁場整備による漁獲量の増加などの事業効果については、県民や消費者に説明できるよう努めていく必要がある。

令和5年度 再評価対象事業一覧

1 県事業(13事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	主要地方道防府環状線 道路改築事業	変化	継続
2	主要地方道光上関線 道路改築事業	変化	継続

(2)山口県 土木建築部 都市計画課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	都市計画道路 環状一号線(新田工区) 街路整備事業	変化	継続
2	都市計画道路 長府綾羅木線 街路整備事業	変化	継続

(3)山口県 土木建築部 河川課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	田布施川総合流域防災事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
2	南若川流域治水対策河川事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
3	古甲川広域河川改修事業	変化	継続
4	神田川周防高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続

(4)山口県 土木建築部 港湾課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	徳山下松港 徳山地区 大島・杵島地区 下松地区 笠戸島地区 光地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
2	三田尻中関港 防府地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
3	山口港 山口地区 海岸高潮対策事業	再評価実施後、5年間が経過	継続

(5)山口県 農林水産部 漁港漁場整備課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の対応方針(案)
1	下関漁港 特定漁港漁場整備事業	再評価実施後、5年間が経過	継続
2	内海地区 水産環境整備事業(漁場整備)	変化	継続

令和5年度 事後評価対象事業一覧

1 県事業(4事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	事業期間	事業者の 対応方針(案)
1	一般国道435号 美祢～豊田バイパス 道路改築事業	H6～H30	改善措置および 再度評価必要なし
2	主要地方道萩篠生線 道路改築事業	H15～H30	改善措置および 再度評価必要なし

(2)山口県 土木建築部 都市計画課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	都市計画道路 環状一号線 街路整備事業	H8～H30	改善措置および 再度評価必要なし

(3)山口県 土木建築部 山口きらら博記念公園交流拠点化推進室所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	山口きらら博記念公園 都市公園事業	H18～H30	改善措置および 再度評価必要なし